

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 政策総務課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市槇島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

条 例

- 条例第1号 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例
 (人事課) …2
- 条例第2号 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
 (人事課) …2
- 条例第3号 宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例
 (文化自治振興課) …2
- 条例第4号 宇治市印鑑条例の一部を改正する条例
 (市民課) …2
- 条例第5号 宇治市森林環境譲与税基金条例… (農林茶業課) …2
- 条例第6号 宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例
 (ごみ減量推進課) …2
- 条例第7号 道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例
 (道路建設課) …3
- 条例第8号 宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例
 (住宅課) …3
- 条例第9号 宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例
 (建築指導課) …4
- 条例第10号 宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
 (水道総務課) …5
- 条例第11号 宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例
 (国民健康保険課) …5
- 条例第12号 宇治市青少年指導センター条例を廃止する条例
 (教育支援課) …5
- 条例第13号 宇治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例
 (人事課) …5
- 条例第14号 宇治市介護保険条例の一部を改正する条例
 (介護保険課) …6
- 条例第15号 宇治市市税条例の一部を改正する条例
 (市民税課) …6

告 示

- 告示第54号 令和2年度一般廃棄物処理実施計画
 (ごみ減量推進課) …7
- 告示第55号 市道路線の区域の決定
 (建設総務課) …14

- 告示第56号 市道路線の供用の開始
 (建設総務課) …14
- 告示第57号 令和2年度固定資産の価格等の登録
 (資産税課) …14
- 告示第58号 指定代理納付者の指定
 (ごみ減量推進課) …14
- 告示第60号 農地中間管理事業に関する協議結果の公表
 (農林茶業課) …14
- 告示第61号 指定地域密着型サービス事業者の廃止
 (介護保険課) …15

公 平 委 員 会

- 規則第2号 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
 15
- 規則第3号 宇治市公平委員会文書等管理規則の一部を改正する規則
 15

監 査 委 員

- 告示第1号 宇治市監査基準
 15
- 告示第2号 宇治市監査委員文書等管理規程の一部を改正する規程
 18
- 告示第3号 宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程
 19
- 公表第5号 定期監査の結果の報告
 19

固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会

- 規程第1号 宇治市固定資産評価審査委員会文書等管理規程の一部を改正する規程
 19

公 営 企 業

- 告示第6号 収納の事務の委託
 20
- 公告第13号 宇治市排水設備指定工事業者の商号の変更
 20

条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第1号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例を廃止する条例

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例（平成元年宇治市条例第14号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 廃止前の昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の規定により行われた職員の懲戒の免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除については、同条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

（揭示済）

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第2号

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年宇治市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中「または」を「又は」に、「行なつて」を「行つて」に改め、同条に次の1項を加える。

2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第3号

宇治市集会所に関する条例の一部を改正する条例

宇治市集会所に関する条例（平成27年宇治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

宇治市伊勢田町南山42番地16	宇治市伊勢田南集会所
宇治市小倉町西浦26番地14	宇治市西浦東集会所

宇治市伊勢田町南山42番地16	宇治市伊勢田南集会所
-----------------	------------

改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（揭示済）

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第4号

宇治市印鑑条例の一部を改正する条例

宇治市印鑑条例（昭和54年宇治市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を次のように改める。

② 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第3条後段中「、15歳未満の者又は成年被後見人」を「、前条第2項各号に掲げる者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市森林環境譲与税基金条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第5号

宇治市森林環境譲与税基金条例

（目的及び設置）

第1条 森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）第28条第1項の規定により譲与される額を同法第34条第1項各号に掲げる施策に要する経費に充てるため、宇治市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とする。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、第1条の施策に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（揭示済）

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第6号

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改

正する条例

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年宇治市条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第19条関係)

種別	取扱区分		手数料
ごみ(特定家庭用機器廃棄物及びパーソナルコンピュータに係る指定再資源化製品廃棄物を除く。)	土地又は建物の占有者が生活に伴い家庭から排出されるごみの収集、運搬及び処分を臨時に委託する場合		100リットルまでごとに250円
犬、猫等の死体	飼い主等が犬又はこれに準ずるものの処分を委託する場合	市長が指定した場所に搬入し、処分を委託するとき	1体につき2,200円
		収集、運搬及び処分を委託するとき	1体につき3,300円
	飼い主等が猫、幼犬又はこれらに準ずるものの処分を委託する場合	市長が指定した場所に搬入し、処分を委託するとき	1体につき1,100円
		収集、運搬及び処分を委託するとき	1体につき2,200円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の委託に係る手数料について適用し、同日前の委託に係る手数料については、なお従前の例による。

(揭示済)

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第7号

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例の一部を改正する条例

道路法に基づく市道の構造の基準に関する条例(平成25年宇治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項本文中「その他」を「、自転車通行帯その他」に改める。

第5条第2項中「副道」を「副道(自転車通行帯を除く。)」に改める。

第6条中第2項を削り、同条第3項中「前項に定めるもののほか、路肩」を「路肩」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(自転車通行帯)

第7条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、車道の左端寄り(停車帯を設ける道路にあつては、停車帯の右側。次項において同じ。)に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路(自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。)には、安全か

つ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 第3種又は第4種の道路(前2項に規定するものを除く。)には、交通及び地形の状況等の観点から歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車通行帯の幅員の基準は、規則で定める。

第8条第1項本文中「又は第4種の道路」を「(第4級及び第5級を除く。次項において同じ。)又は第4種(第3級及び第4級を除く。同項において同じ。)の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改め、同条第2項本文中「道路(」を「道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの」に改める。

第9条第1項本文中「自転車道」を「自転車道又は自転車通行帯」に改める。

第10条第1項本文中「自転車道」を「自転車道若しくは自転車通行帯」に改める。

第39条中「、第6条第3項、第7条第1項」を「、第6条第2項、第7条第1項、第8条第1項及び第2項」に改める。

第40条第1項中「、第7条」を「、第7条、第7条の2第4項」に改め、同条第2項中「、第6条第3項、第7条」を「、第6条第2項、第7条、第7条の2第4項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の第3種又は第4種の市道については、改正後の第6条、第7条の2及び第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第8号

宇治市市営住宅条例の一部を改正する条例

宇治市市営住宅条例(平成9年宇治市条例第24号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第3号中「当該」を削り、「き損した」を「毀損した」に改め、同条第2項中「請求」を「規定による請求」に改め、同条第3項中「同項の」を「同項の規定による」に、「年5分の割合」を「法定利率」に改め、同条第4項中「同項の」を「同項の規定による」に改める。

第36条の見出しを「(使用の許可の取消し)」に改め、同条第1項第3号中「当該」を削り、「き損した」を「毀損した」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

第43条第1項第3号中「き損した」を「毀損した」に改め、同条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

附則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第9号

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

宇治市建築基準法等関係事務手数料条例(平成12年宇治市条例第20号)の一部を次のように改正する。

別表第3の備考第1項第1号中「部分」を「部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)」に改め、同項第2号中「係る部分」を「係る部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)」に、「部分に」を「部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)」に改める。

別表第4第1号中

231,000円
374,000円
533,000円
657,000円
776,000円
885,000円
1,104,000円

231,000円(当該建築物が認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項に規定する他の建築物(以下この号及び第3号において「他の建築物」という。)である場合は、10,000円)
374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

改め、同表第3号中

231,000円
374,000円
533,000円
657,000円
776,000円
885,000円
1,104,000円

231,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、10,000円)
374,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、28,000円)
533,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、82,000円)
657,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、130,000円)
776,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、164,000円)
885,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、205,000円)
1,104,000円(当該建築物が他の建築物である場合は、287,000円)

改め、同表の備考第1項第4号中「部分」を「部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)」に改め、同項第5号中「係る部分」を「係る部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)」に、「部分に」を「部分(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)」に改め、同項第6号中「の床面積」を「(共用部分に係る審査を要しない場合は、当該共用部分を除く。)の床面積」に改め、同表の備考中第5項を第6項とし、同表の備考第4項中「に規定する」を「又は同号イ(3)及び同号ロ(3)に規定する」に改め、同項を同表の備考第5項とし、同表の備考中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定を申請する場合又は認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更をする場合の審査に係る建築物の数が1を超えるときにおける手数料の額は、当該建築物ごとに算定する手数料の額を合算した額とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市建築基準法等関係事務手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第10号

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

宇治市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和41年宇治市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、192,000人」を「、188,000人」に改め、同条第4項中「、71,000立方メートル」を「、63,000立方メートル」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第11号

宇治市国民健康保険条例の一部を改正する条例

宇治市国民健康保険条例(昭和36年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第16条の5中「、610,000円」を「、630,000円」に改める。

第16条の10中「、160,000円」を「、170,000円」に改める。

第23条第1項第2号中「280,000円」を「285,000円」に改め、同項第3号中「510,000円」を「520,000円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市国民健康保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険料について適用し、令和元年度分までの国民健康保険料については、なお従前の例による。

(掲示済)

宇治市青少年指導センター条例を廃止する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第12号

宇治市青少年指導センター条例を廃止する条例

宇治市青少年指導センター条例(昭和62年宇治市条例第34号)は、廃止する。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(掲示済)

宇治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第13号

宇治市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務のうち、スポーツに関すること(学校における体育に関するものを除く。)は、市長が管理し、及び執行することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際宇治市教育委員会がした処分、手続その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日前に宇治市教育委員会に対してした申請その他の行為のうち、同日以後に市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、市長がした処分、手続その他の行為又は市長に対してした申請その他の行為とみなす。

(宇治市組織条例の一部改正)

3 宇治市組織条例(昭和26年宇治市条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表産業地域振興部の項第1号中「文化及び自治の振興並びに広聴」を「自治、文化及びスポーツの振興」に改め、同項中第4号を第5号とし、第2号及び第3号を1号ずつ繰り下げ、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 広聴に関すること。

(宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例の一部改正)

4 宇治市巨椋ふれあい運動ひろば条例(平成11年宇治市条例第31号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項前段中「、教育委員会」を「、市長」に改め、同条第2項中「教育委員会」を「市長」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第4号中「、教育委員会」を「、市長」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会」を「市長」に改め、同項第1号中「教育委員会規則又は教育委員会」を「規則又は市長」に改め、同項第4号中「、教育委員会が必要」を「

、市長が必要がある」に改め、同条第2項中「基づく」を「よる」に、「、市」を「、本市」に改める。

第8条第1項中「教育委員会」を「市長」に改め、同条第2項中「教育委員会規則その他教育委員会」を「規則その他市長」に改め、同条第3項第3号中「、教育委員会」を「、市長」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 第1項の規定により指定管理者にひろばの管理を行わせる場合における第2条から第4条までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

第9条中「教育委員会」を「、市長」に改める。

(揭示済)

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第14号

宇治市介護保険条例の一部を改正する条例

宇治市介護保険条例(平成12年宇治市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

附則第12条(見出しを含む。)中「平成31年度及び平成32年度」を「令和元年度」に改め、附則に次の1条を加える。

(令和2年度における保険料率の特例)

第13条 第4条第1号から第3号までに掲げる第1号被保険者についての令和2年度における保険料率は、これらの号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第1号に掲げる者 15,600円
- (2) 第4条第2号に掲げる者 21,840円
- (3) 第4条第3号に掲げる者 40,550円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宇治市介護保険条例の規定は、令和2年度以後の年度分の保険料について適用し、令和元年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(揭示済)

宇治市市税条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

宇治市条例第15号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例(昭和51年宇治市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第28条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第28条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第44条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第60条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「よつて」を「より」に、「においては」を「

には」に、「これを固定資産課税台帳」を「固定資産課税台帳」に改め、同条第5項中「よつて」を「より」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第6項中「よつて」を「より」に、「第49条の2」を「第49条の3」に改め、同条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改める。

第67条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第67条の2の見出しを「(法第349条の3第27項等の条例で定める割合)」に改め、同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第103条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項(法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。)

」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、「提出しない場合には、適用しない」を「提出している場合に限り、適用する」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の規定は、卸売販売業者等が、同項第1号又は第2号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等について、第105条第1項又は第2項の規定による申告書に前項(法第469条第1項第1号又は第2号に係る部分に限る。)の適用を受けようとする製造たばこに係るたばこ税額を記載し、かつ、施行規則第16条の2の3第1項に規定する書類を保存している場合に限り、適用する。

第105条第1項前段中「よつて」を「より」に、「にあつては」を「には」に改め、同項後段中「、第103条第2項」を「、第103条第3項」に改め、同条第2項の表以外の部分中「よつて」を「より」に改める。

第140条第2項中「第349条の3第10項、第12項、第24項又は第28項から第31項」を「第349条の3第9項、第11項、第23項又は第27項から第30項」に改める。

附則第8条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の2中「、第19項、第21項」を「から第20項まで」に、「、第25項、第27項、第32項、第40項」を「、第29項」に、「第43項から第45項」を「第37項から第39項」に、「第28項から第31項」を「第27項から第30項」に、「若しくは」を「、若しくは」に、「又は法」を「又は」に改める。

附則第8条の3中第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第2項第6号」を「附則第15条第2項第5号」に改め、同項を同条第2項とし、同条中第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、同条第6項中「附則第15条第33項第1号イ」を「附則第15条第30項第1号イ」に改め、同項を同条第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項第1号ロ」を「附則第15条第30項第1号ロ」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項第1号ハ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第8項とし、同条中第10項を削り、同条第11項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第11項

とし、同条第14項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第16項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第14項とし、同条中第17項を削り、同条第18項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第19項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第20項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第17項とし、同条中第21項を第18項とする。

附則第9条の2第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第18条、第19条及び第20条の2中「第19項」を「第

18項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の宇治市市税条例(以下「新条例」という。)第28条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第28条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第28条の3第1項に規定する申告書について適用する。

(揭示済)

告 示

宇治市告示第54号

令和2年度一般廃棄物処理実施計画について

宇治市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(平成8年宇治市条例第10号)第10条第1項の規定により、令和2年度の宇治市一般廃棄物処理実施計画を次のとおり告示します。

令和2年3月31日

宇治市長 山本 正

1 一般廃棄物の処理状況

種 類		量	
ご	家庭系ごみ	可燃ごみ	24,090 t/年
		不燃ごみ	6,402 t/年
		粗大ごみ	187 t/年
	小 計		30,679 t/年
	事業系ごみ	可燃ごみ	12,081 t/年
		不燃ごみ	538 t/年
小 計		12,619 t/年	
み	資源ごみ	容器包装廃棄物	4,940 t/年
		その他資源ごみ	8,137 t/年
	小 計		13,077 t/年
計		56,375 t/年	
尿	し 尿		4,870 kl/年
	浄化槽汚泥		14,751 kl/年
	計		19,621 kl/年

2 一般廃棄物の処理主体

(1) ごみ

種類	収集処理区分	処理主体	中間処理				最終処分	
			破砕処理	焼却処理	選別	保管	埋立処分	引取、売却等
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営・委託)許可業者		城南衛生管理組合			城南衛生管理組合 大阪湾フェニックス	業者
	不燃ごみ(スプレー缶を含む。)	宇治市(直営・委託)許可業者	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業者
	粗大ごみ	宇治市(直営)排出者許可業者	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業者
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者排出者		城南衛生管理組合			大阪湾フェニックス	業者
	不燃ごみ	許可業者排出者	城南衛生管理組合				城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社 大阪湾フェニックス	業者
容器包装廃棄物	缶類	宇治市(直営・委託)			城南衛生管理組合 社会福祉施設		城南衛生管理組合	業者
	びん類	宇治市(直営・委託)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社	業者 指定法人
	紙パック	宇治市(拠点回収)			社会福祉施設(保管のみ)			業者
	ペットボトル	宇治市(直営・委託)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合	指定法人
	プラスチック製容器包装	宇治市(直営)			城南衛生管理組合		城南衛生管理組合	指定法人
	段ボール	宇治市(直営・委託)自治会等			宇治市(保管のみ)民間業者			業者
資源系ごみ	古紙(古布類を含む。)	宇治市(直営・委託)自治会等			宇治市(保管のみ)民間業者			業者
	生ごみ							自家処理
	廃乾電池	宇治市(直営・委託)			城南衛生管理組合			業者
	魚アラ	排出者			京都市魚アラ中継施設			
	せん定枝	宇治市(直営)排出者			城南衛生管理組合			
	廃家電製品	宇治市(直営・委託)			宇治市(保管のみ)再資源化施設			業者
					家電製品協会指定引取場所			
	廃パソコン	宇治市(直営)			城南衛生管理組合 再資源化施設			業者
	廃食用油	宇治市(拠点回収)協力団体等						業者
	ペットボトルキャップ	宇治市(拠点回収)			城南衛生管理組合			業者
蛍光管	宇治市(拠点回収)			城南衛生管理組合			業者	
小型家電	宇治市(拠点回収)			宇治市			業者	

(2) し尿

種類	収集処理区分	収集運搬	中間処理	最終処分
			し尿処理施設	埋立処分
し尿		城南衛生管理組合及び同組合の委託業者	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社
浄化槽汚泥		城南衛生管理組合の許可業者	城南衛生管理組合	城南衛生管理組合 (一財)宇治廃棄物処理公社

3 一般廃棄物の処理実施計画

(1) ごみ処理実施計画

(ア) 収集運搬計画

種類	項目	処理主体	収集区域の範囲	収集回数	収集の方法
許可業者	随時				
不燃ごみ(スプレー缶を含む。)	宇治市(委託)	市内全域(下記を除く。)	週1回	ステーション方式	
	宇治市(直営)	市内一部山間地域			
	許可業者	市内全域			随時

事業系ごみ	粗大ごみ	宇治市(直営)	市内全域	随時	個別収集
		排出者			自己搬入
		許可業者			個別収集
	可燃ごみ	許可業者	市内全域	随時	個別収集
		排出者			自己搬入
	不燃ごみ	許可業者	市内全域	随時	個別収集
排出者		自己搬入			

※ 資源ごみは、(イ)に記載
 ※ 宇治市ふれあい収集(ごみ収集福祉サービス)は、別に定める。

(イ) ごみの排出抑制・再資源化計画
 排出抑制の方法

種類	項目	処理主体	排出抑制の方法
家庭系ごみ	可燃ごみ	宇治市(直営・委託)許可業者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表等で分別・減量の啓発 2 古紙回収事業の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 廃食油回収支援事業の推進 5 生ごみの水切り啓発 6 指定ごみ袋制の導入
	不燃ごみ	宇治市(直営・委託)許可業者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表等で分別・減量の啓発 2 容器包装廃棄物回収の推進 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進 4 指定ごみ袋制の導入
	粗大ごみ	宇治市排出者許可業者	1 広報紙・ちらし(分別)・日程表等で分別・減量の啓発 2 リサイクル情報センター(観光振興課)の活用 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進
事業系ごみ	可燃ごみ	許可業者排出者	1 広報等で分別・減量の啓発 2 減量、再資源化等の促進要請 3 宇治市廃棄物減量等推進審議会の提言に基づく排出抑制の推進
	不燃ごみ	許可業者排出者	4 透明袋導入による分別・減量の促進 5 収集車の展開検査による適正分別・収集の促進

再資源化の方法及び収集量

種類	項目	収集区域の範囲	収集回数	方法	収集量	搬入先
容器包装廃棄物	缶類	市内全域	2回/月	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	332 t/年	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	びん類	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,088 t/年	城南衛生管理組合
	紙パック	市内全域(拠点)	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(63か所)。	22 t/年	城南衛生管理組合 社会福祉施設
	ペットボトル	市内全域	1回/2週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	498 t/年	城南衛生管理組合
	プラスチック製容器包装	市内全域	1回/週	容器包装リサイクル法に基づく分別収集	1,751 t/年	城南衛生管理組合
	段ボール	市内全域	おおむね1~2回/月	民間業者と契約して市と協定を結んだ自治会等に対する報償金制度(5円/kg)	1,249 t/年	古紙再生業者
小計					4,940 t/年	
その他資源ごみ	古紙類(古布類を含む。)	市内全域	おおむね1~2回/月	民間業者と契約して市と協定を結んだ自治会等に対する報償金制度(5円/kg)	7,397 t/年	古紙再生業者
		市内全域(拠点)	随時	市内公共施設に回収箱を設置して回収を行う(2箇所)		リユース業者
	生ごみ			既存の生ごみ堆肥化容器等による。	68 t/年	自家処理
	廃乾電池	市内全域	2回/週	可燃ごみ収集時に分別収集	39 t/年	城南衛生管理組合
	魚アラ	市内全域	随時	各業者等が京都市魚アラ中継施設に搬入	454 t/年	京都市魚アラ中継施設
	剪定枝	市内全域	随時	各業者等が城南衛生管理組合に持ち込む。	390 t/年	城南衛生管理組合
	廃家電製品	市内全域	随時	不法投棄されたものを市が回収して家電製品協会指定引取場所へ持ち込む。	4 t/年	指定引取場所
市内全域		1回/週	各家庭から市に収集依頼されたものを家電製品協会指定引取場所へ持ち込む。	7 t/年	指定引取場所	

廃パソコン	市内全域	随時	不法投棄されたもの等を市が回収して再資源化施設及び城南衛生管理組合へ持ち込む。	0 t/年	再資源化施設 城南衛生管理組合
廃食油	市内全域(拠点)	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	10,317 t/年	再資源化施設
	当該地域		「市に登録した市民の団体等」が廃食油を自主的活動で回収し、業者が集積所で回収	34,879 t/年	再資源化施設
ペットボトルキャップ	市内全域(拠点)	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	2 t/年	城南衛生管理組合
蛍光管	市内全域(拠点)	1回/週	市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	1 t/年	城南衛生管理組合
小型家電	市内全域(拠点)	2回/週	小型家電リサイクル法に基づく分別収集で、市内公共施設に回収箱を設置し回収を行う(11か所)。	8 t/年	再資源化施設
小計(廃食油を除く。)				8,370 t/年	
合計(廃食油を除く。)				13,310 t/年	

(ウ) ごみ処理フロー
家庭系

処理区分 種類/主体等	収集運搬			中間処理			
	処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法
可燃ごみ	宇治市 (直営・委託)	24,090t/年	城南衛生管理組合 クリーンパーク折居				
不燃ごみ	宇治市 (直営・委託) (スプレー缶 25t/年を含む。)	6,402t/年	城南衛生管理組合 破砕 6,168t/年 直接埋立(→公社) 0t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	宇治市委託業者 6,168t/年	可燃物 3,792t/年 アルミ選別残渣 915t/年 不燃物 779t/年 不純物 0t/年	埋立処分 1,917t/年 焼却処理 3,792t/年 売却 459t/年 (計 6,168t/年)
			城南衛生管理組合 市町搬入(三郷山)33t/年 * 非飛散性アスベスト等 (一財)宇治廃棄物処理公社 388t/年			プラスチック 223t/年 鉄 422t/年 アルミ 24t/年 処理困難物 13t/年 (計 6,168t/年)	
粗大ごみ	宇治市 (直営) 排出者	187t/年					

中間処理				最終処分		
焼却				埋立		売却処分等
処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法	処理主体及び施設	搬入者及び量	
城南衛生管理組合	宇治市	2,759 t/年	埋立処分	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 2,759t/年	業者等 0t/年
クリーンパーク折居	24,090t/年		売却等	城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合 0t/年	
城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 クリーン21長谷山	城南衛生管理組合 3,792t/年	490 t/年	埋立処分 売却等	大阪湾フェニックス	城南衛生管理組合委託 490t/年	業者等 388t/年
				城南衛生管理組合 グリーンヒル三郷山	城南衛生管理組合・排出者 0t/年(アスベスト等を含む)	
				(一財)宇治廃棄物処理公社	城南衛生管理組合委託(→一部三郷山) 1,918t/年 宇治市委託 388t/年	

事業系

処理区分 種類/主体等	収集運搬			中間処理			
	処理主体	量	搬入先	処理主体及び施設	搬入者及び量	残さ量	処分方法
可燃ごみ	宇治市	0t/年	城南衛生管理組合 クリーンパーク折居 0t/年 クリーン21長谷山 12,081t/年				
	排出者	12,081t/年					
合計		12,081t/年					
不燃ごみ	宇治市	340t/年	(一財)宇治廃棄物処理公社 25t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山	宇治市 排出者 287t/年	可燃物 177t/年 不燃物 36t/年 不純物 42t/年	埋立処分 88t/年 焼却処理 177t/年 売却 22t/年 (計 287t/年)
	排出者	198t/年	城南衛生管理組合 リサイクルセンター長谷山 287t/年 グリーンヒル三郷山 0t/年			プラスチック 10t/年 鉄 20t/年 アルミ 1t/年 処理困難物 1t/年 (計 287t/年)	
	合計	538t/年					